

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「創意、誠意、熱意」の三つの意(こころ)を経営理念としており、この経営理念を基に事業活動を通して社会貢献していくことが当社の持続的な発展と企業価値の向上につながるものと認識しております。この考え方のもと、会社を取り巻くステークホルダーの信頼や期待に応えられるよう、より一層コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

コーポレートガバナンスの強化にあたっては、金融商品取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を尊重し、ガバナンス体制の整備と業務運営の継続的な改善を図ることを基本方針として取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は約2%にすぎないため、費用対効果に鑑み、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を行っておりません。
今後は、外国人株主等の比率、動向等に留意しつつ検討してまいります。

【補充原則1-2-5 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている株主が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。
今後は、実質株主の要望の把握等に努め、信託銀行等と協議しつつ、対応方針を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、各取締役に対して、その自己評価及び取締役会の運営等に関する評価を行い、評価結果の確認等を通じて取締役会の実効性の確保や監視・監督機能の向上に努めております。評価結果の概要の開示については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、投資目的以外の目的で保有する株式の取得や保有については、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を基準に判断しております。

個別の保有銘柄については、毎年、取締役会で、投資のリスク・リターン等の定量面の合理性の検証を行うとともに、今後の取引関係の維持・拡大のための定性面による保有の必要性を検証し、継続保有について判断しております。

また、同株式に係る議決権については、議案の内容を精査し、投資先企業の企業価値を毀損したり、株主利益の向上を期待できないと判断される場合には、総合的に勘案して慎重に行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役やその親族等が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしているほか、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。

また、取締役会は、全ての役員に対して、定期的に関連当事者の有無について確認し、関連当事者間の取引について監視を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、情報開示の充実について、以下のとおり対応しております。

(1) 経営理念及び中期経営計画(2014年～2016年)の経営方針等について、ホームページに掲載しております。

経営理念URL http://www.nittan.co.jp/company/b_policy/b_policy.html

中期経営計画URL http://www.nittan.co.jp/company/b_policy/plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、ホームページに掲載しております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 http://www.nittan.co.jp/company/b_policy/governance.html

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

また、取締役の報酬等の決定にあたっては、社外取締役及び常勤の監査等委員である取締役に諮問することにより、公正かつ透明性の高い手続を行っております。

(4) 取締役候補者の選任は、役員選任基準に基づいて選定しております。また、社外取締役の選任については、社外役員の独立性基準を定めており、当該基準の基本原則についてはコーポレートガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知等にて開示しております。

取締役候補者の選任は、役員選任プロセスに従い社外取締役及び常勤の監査等委員である取締役に諮問することにより、公正かつ透明性の高い手続を行っております。

(5) 取締役候補者の個々の選任理由及び経歴は、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制として、執行役員及び常勤の取締役(監査等委員である取締役は除く。)で構成された経営会議を設置し、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則で定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しております。

なお、当社は、取締役会における意思決定の迅速化による経営の機動性向上を図るため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨定款で規定しております。

経営会議は、社長執行役員が議長となり、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。経営会議には常勤の監査等委員である取締役が出席し、業務執行状況の確認を行い、意見を述べております。

執行役員は、取締役会や経営会議で決定された事業計画や業務計画に基づき、担当分野の施策の決定や業務遂行を行っております。

なお、上記の機能・権限を定めた取締役会規則、経営会議規則及び職務権限規程により、取締役会で審議・報告すべき事項及び経営会議で協議・決定すべき事項を明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社が定める独立社外役員選任基準を満たした社外取締役を3名選任しております。社外取締役は、豊富な経験と高い見識、法律と会計等に関する高度な専門知識に基づいて、当社の経営全般に関して独立した立場から適切な意見及び助言を行う役割を担っていただいております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。また、上場の各金融商品取引所の定める基準に加えて、独自の「独立社外役員選任基準」を策定しており、その内容については、コーポレートガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知等で開示しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方等】

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保するため、社外取締役については、独立性の基準に加え、企業経営者、有識者などから、経験・見識・専門性を考慮して選定することとしております。また、社内取締役については、役員選任基準に基づき、その経験・実績・専門性などを総合的に評価・判断して選定することとしております。

また、その手続においては、役員選任プロセスに従い社外取締役及び常勤の監査等委員である取締役に諮問することにより、公正かつ透明性の高い手続を行なうこととしております。

なお、取締役の人数は、取締役会で実質的で有効な議論を行うため、取締役(監査等委員である取締役を除く。))は10名以内(現行7名)、監査等委員である取締役は4名以内(現行3名)の合計14名以内(現行10名)と定款で定めております。

【補充原則4－11－2 取締役の兼任の状況】
社外取締役をはじめ、取締役の他社の兼任状況は合理的な範囲にとどまっており、事業報告書、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4－14－2 取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役全員を対象として、研修を行い知識や能力の向上を図っております。
また、社外取締役については当社グループの経営理念、企業経営、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時情報の提供や工場視察等を行ってまいります。
上記以外にも、取締役が、その役割及び責務を果たすために必要な事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行っております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、経営管理部がIR担当部門として対応しております。また、IR担当の取締役は、経営管理部、経営企画部、人事部等の部門を管掌しておりますので、株主との対話に関して、日常的な部門間の連携を図っております。
株主や投資家に対しては、個別の面談の他、IR担当の取締役が定期的に決算説明会等で報告し、工場見学や個別ミーティングを実施しております。
また、投資家との対話の際は、インサイダー情報管理に留意しながら、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとして、その対話の内容は取締役と情報共有を図ることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】重要

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
九州電力株式会社	1,666,656	6.46
株式会社福岡銀行	1,200,628	4.65
日本タングステン従業員持株会	847,824	3.28
みずほ信託銀行株式会社	643,000	2.49
日本タングステン取引先持株会	637,000	2.47
明治安田生命保険相互会社	601,708	2.33
株式会社西日本シティ銀行	509,175	1.97
株式会社佐賀銀行	500,000	1.93
宇部マテリアルズ株式会社	400,000	1.55
吉田省三	331,000	1.28

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊崎 数博	他の会社の出身者											
小島 庸匡	公認会計士											
斉藤 芳朗	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊崎 数博		○	同氏は、当社の筆頭株主である九州電力株式会社の代表取締役副社長に就任しております。なお、取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき当社の経営全般に適宜、適切な意見と助言をいただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
小島 庸匡	○	○	同氏は、小島公認会計士事務所代表及び株式会社大分銀行の社外監査役に就任しております。なお、取引関係その他特別の利害関係はありません。	同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、専門的な見地から当社の経理財務面において的確な監査意見をいただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し指定しております。
斉藤 芳朗	○	○	同氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の代表弁護士及び日本弁護士連合会副会長に就任しております。当社は当事務所と顧問契約を締結しております。	同氏は、弁護士として法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることから選任しております。また、独立役員の指定におきましては、一般株主と利益相反の生じるおそれはない旨を確認の上、独立性をもって職務を十分に果たすことができるものと判断し、指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

--	--

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新
--

監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

監査等委員会と会計監査人は、監査計画や監査報告等に関する定期的な会合のほか、必要に応じて情報交換を行うなど、緊密に連携をとっております。また、必要に応じて会計監査人の往査状況を把握し、独立性を確認しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております。また、独立役員の指定においては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する者を選任の方針としており、会社法及び東京証券取引所において定める属性情報の要件に該当しない者に加え、下記に記載しております当社が独自に定めた基準に該当しない者としております。なお、経営監視機能を十分に期待できる知識及び経験等を持つものであれば、独立性を損なわない範囲で選任することがあります。

- （1）当社および子会社の業務執行者である者、または過去10年以内に業務執行者であった者
- （2）当社または子会社の主要な取引先で、現在または直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、または行った者の業務執行者である者
- （3）現在または直近3年間において当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- （4）当社または子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- （5）法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントであって、当社または子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- （6）当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- （7）（1）から（6）までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の一部として、ストックオプションとしての新株予約権を付与する制度を採用しております。本制度においては、ストックオプションとしての報酬額として年額3,000万円、新株予約権の付与個数を年160個を上限とし、新株予約権の行使時の払込金額を1円としております。また、行使期間は新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内であり、かつ当社の取締役及び執行役員いずれの地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

退職慰労金制度廃止に伴い、取締役の業務執行に対するインセンティブ報酬として導入した経緯により、付与対象者を中立性、公平性の観点から取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に限定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。なお、平成28年3月期における当社取締役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

取締役9名 131百万円（うち社外取締役2名 3百万円）

- （注）1. 取締役（社外取締役を除く。）の支給額には、当該事業年度に係る取締役賞与26百万円を含んでおります。また、平成27年2月12日開催の取締役会決議及び平成28年2月25日開催の取締役会決議によりストックオプションとしての新株予約権に係る当事業年度の費用計上額9百万円を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役1名の使用人給与相当額8百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

取締役報酬は、株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役は除く。)と監査等委員である取締役とを区別して報酬等の限度額を定めております。また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を取締役報酬とは別に定めております。なお、報酬額の決定については、取締役は取締役会の決議により決定し、監査等委員会については、監査等委員会の協議により決定しております。

取締役の報酬等の算定方法については、「取締役報酬取扱内規」に基づき決定しており、1年毎に、業績の状況、役位等により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

当社の経営企画部及び監査等委員会スタッフが担当しております。取締役会、監査等委員会の開催通知、資料の配布等ならびに会議の議案によっては資料の配布とともに事前または事後に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、監査等委員会設置会社であります。

有価証券報告書提出日現在の取締役は、10名(監査等委員である取締役3名を含む。)、うち社外取締役3名(監査等委員である取締役2名を含む。)であります。

監査体制におきましては、監査等委員である取締役3名(社外の監査等委員である取締役2名を含む。)が監査を実施しております。

当社の常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。

なお、社外の監査等委員である取締役のうち、1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しております。内部監査室の人員は1名であり、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を常勤の監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、内部統制の整備、運用状況を社内規程に基づいて監査を行い、監査等委員である取締役は監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、常勤の監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成する経営会議を、定期的に開催し、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合、取締役社長を本部長とし、担当役員及び関係部門長を加えた緊急対策本部を設置し、全社を統括してその対応にあたることとしております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業行動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

情報開示体制におきましては、取締役社長を委員長とし、開示情報に関する担当役員及び担当部長で構成する情報開示委員会を設置し、情報開示の適正性の確保に努めております。

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けているほか、会計処理並びに監査に関する諸事項について随時確認し、財務諸表の適正性の確保と維持に努めております。

当社は、法律事務所と顧問契約を結んでおり、必要に応じ顧問弁護士のアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項に記載した現状のコーポレート・ガバナンス体制で、経営の機動性及び効率性を確保しながら、かつ十分な統制機能を働かせることが可能であると判断し選択しております。また、外部からの客観的及び中立した経営監視機能を強化することを目的に、社外取締役として3名選任し、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切なご意見と助言を行っており、経営の監督機能の強化に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、法定期限より1週間程度早めて招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り、集中日と予測される日を選けた株主総会の開催を基本としております。
その他	招集通知、決議通知を自社ホームページで公開しております。 なお、招集通知は発送前開示を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに業績概要、決算について説明会を実施しております。また、個別ミーティングを適時実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、招集通知、報告書(株主通信)等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日本タングステン企業行動憲章」「日本タングステン従業員行動規範」にステークホルダーの立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISOを取得し、環境マネジメントシステムを構築しております。 省エネルギーについては、夏季の営業日シフトや暑熱対策等を細やかに対応し、また、太陽光発電を通じて再生可能エネルギーによる発電事業を行っております。また、工場排水についても環境基準以上の社内基準を設けており、地球環境の保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を実践するため、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ等により開示を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

1：当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タンクステン企業行動憲章」及び「日本タンクステン従業員行動規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員がコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各事業所にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の遵守及びその推進を図っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行い、内部通報システムの「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」を設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

2：当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

3：当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

4：当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

5：当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、経営企画部門を統括部門とし、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。また、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

6：当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

7：当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

8：当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用（弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む）は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

9：その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、グループ全体が毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断いたします。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「日本タンクステン企業行動憲章」に明記し、定期的に実施する社内コンプライアンス教育を通して当社グループ役員に周知徹底しております。また、経営管理部を反社会的勢力との対応部署とし、平素から警察当局や顧問弁護士等と定期的に情報交換を行うなど、連携を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

資料

1: 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならぬと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、熟練した技術を有する従業員の存在、重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2: 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用いた高度な粉末冶金技術により、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、セラックス部品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工製品へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、これらの材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なもののづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

企業価値向上の取り組みとして、ものづくりの強化を最重要課題として、下記の基本戦略について推進してまいります。

a. ものづくりの強化

これまで培ってきた材料技術と加工技術をベースに、「より良いものを早く、安くつくる、ものづくり力」を強化するべく、ものづくり推進に特化した組織体制を構築しております。今後、生産効率を極限にまで高め、加工コストの削減や品質の安定を図ることで、価格競争力を高め幅広い産業分野に展開し、収益の拡大を目指します。

b. コア技術の発展による注力商品の拡大

粉末冶金技術をベースとした当社のコア技術を世界水準まで高めるべく、技術の研鑽を積み重ね、それを支える人材の育成レベルを高めてまいります。また、自動車、エレクトロニクス、産業インフラ、環境・エネルギー及び先端分野などで、商品の差別化を図り、オリジナリティのある高付加価値商品を幅広い市場に展開し、シェア獲得・拡大を目指します。

c. 新商品・新技術の継続的な創出

従来の粉末冶金コア技術の深耕で競争力を強め、新コア技術を創造・付加することで独自技術化を推進し、お客様の満足するレベルまで、技術的な課題を的確に解決します。今後、成長・先端分野において、機能価値を高めた新規商品を有望な次世代商品として、創出・提供し続けることにより、企業の持続的な事業発展を目指します。

d. グローバル市場での拡販

成長する海外マーケットに対応した効率的な販売体制、製造体制を構築し、原価の低減や商品構成の充実を図りながら、グループの更なる収益力及び競争力の強化に努めてまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取り組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として平成28年6月29日に監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の取締役は10名(監査等委員である取締役3名を含む)であり、うち3名(監査等委員である取締役2名を含む)は社外取締役であります。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、執行役員及び常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。))で構成する経営会議を、原則として毎週開催し、取締役会決議事項以外の当社及びグループ会社の重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外の監査等委員である取締役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤の監査等委員である取締役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、代表取締役と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤の監査等委員である取締役より、内部監査、監査等委員会監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査等委員である取締役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業活動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長を責任者として、各部門がその整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査等委員である取締役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査においては、監査等委員である取締役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

3: 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の更新を決定し(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)、その後、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記1記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する大規模買付行為(下記1に定義されます。以下同じです。))に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させる必要性があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株

主の皆様との共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおりの本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続(以下「大規模買付ルール」といいます。))を定めるものです。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議(一定の場合には株主総会決議)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置(原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))の無償割当てを行います。)を発動することがあります。

c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが順守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

4:上記2の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記2の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記1に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5:上記3の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために行われたものであり、上記1に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a.株主意を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月25日開催の当社第103期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また、当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができるとしてしております。

b.買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所のできる買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

c.当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記3アに記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、行われたものです。

d.合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

e.独立委員会の設置

上記3イ.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

f.デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の結結時までとなっており、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新中

1:適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

当社では、当社のすべての役員及び従業員の行動指針である「日本タングステン企業行動憲章」を制定し、法令遵守の徹底を図っております。本憲章において、株主はもとより、社会に対し適時適切な企業情報を積極的かつ公正に開示する体制を宣言し、その確立、実践に努めております。

2:適時開示業務を執行する体制

当社では、適時開示に係る会社情報は全て情報取扱責任者である経営管理部長に集約される体制とすることで、情報収集における迅速性を図っております。

情報取扱責任者は、適時開示に係る会社情報を「情報開示委員会」に報告し、「情報開示委員会」を通して取締役会の承認を得ることとなっております。

「情報開示委員会」は、取締役社長を委員長とし、適時開示に係る会社情報に關係する担当役員及び関係部門長を委員として構成されており、適時開示に係る会社情報の適正性を確保する役割を担っております。

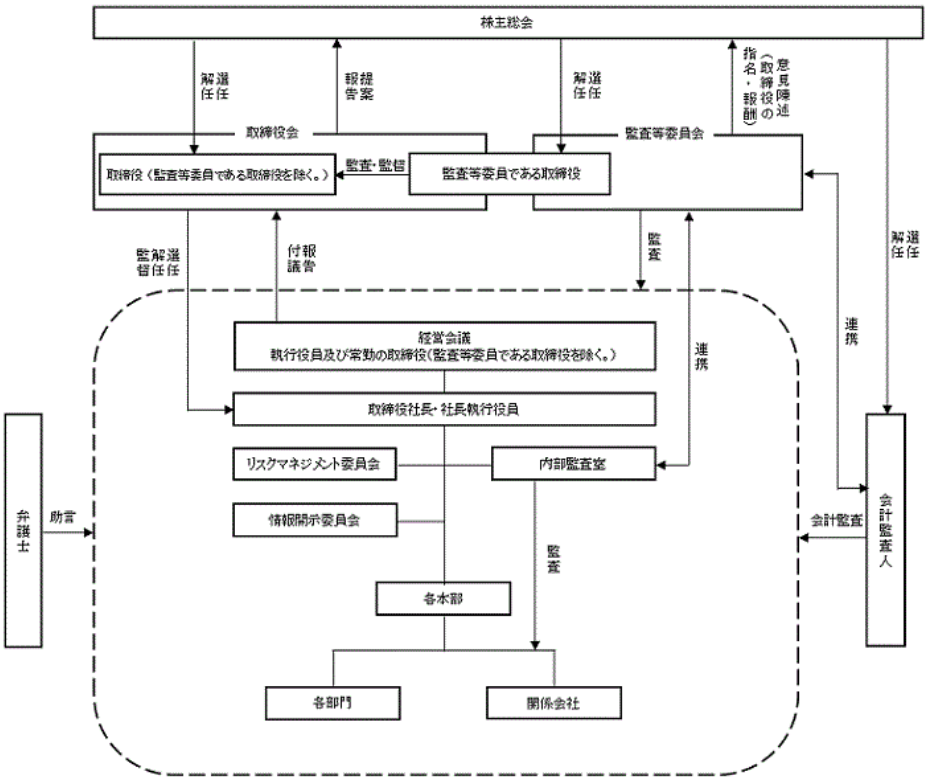
取締役会の承認を得た適時開示に係る会社情報は、取締役社長の指示のもと、情報取扱責任者により開示しております。

3:適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査等委員会及び内部監査室は、適宜、監査を実施し、適時開示体制の整備及び運用状況の有効性の確認と、開示内容の適正性を確認して

おります。
なお、コーポレート・ガバナンス体制及び当社の適時開示に係る社内体制の模式図は、下記のとおりとなっております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【情報開示に係る社内体制】

